

秦漢における賦制の展開

重近啓樹

はじめに

漢代の算賦に関する従来の代表的な研究は平中菴次氏によつてなされたものである。平中氏によれば算賦とは口算と賃算との総称であり、口算が十五歳から五十六歳までの成年男女を対象として毎年一算（一二〇錢）が課される人頭税であるに対し、賃算とは財産を対象とし、その評価額一万錢につき一算（一二〇錢）の割で課される財産税である。

これに対し本稿でまず取り上げたいのは平中氏のこの賃算についての解釈である。賃算（財産税）は特に平中氏がその解説に努められたものであり、以後定説化されてきた。しかし、近年こうした財産税が恒常的な税目として存在したとする説に対する反論がおこっている。例えば山田勝芳氏は、平中氏が賃算の存在を証するとされる史料のほとんどに問題があり、財産税は軍事費補充のため賦の一項目として臨時に課徵されたものと推定され、又、好

並隆司⁽³⁾氏も財産税徵収は臨時の措置であるとして、後述のように関係史料にさまざまな角度から検討を加えられている。

私も貲算の存在については種々の疑問があり、貲算に関する史料とされるものも平中氏とは異なる角度からの解釈が可能ではないかと思うので、まずこの点からの再検討をおこないたい。そして次には、これに関連して秦より漢に至る賦制、特に徵収方式とその変遷過程についても検討していくたい。それはこうした考察を通じて上述の諸史料の全体的な解釈が容易になると思われるからである。

一 平中氏の貲算（財産税）説の再検討

漢代における貲算の存在を証する最も主要な論拠とされるのは、『漢書』卷五、景帝紀の後元二年の条、詔曰、（中略）今訾算十以上乃得宦、廉士算不必衆。有市籍不得宦、無訾又不得宦、朕甚愍之。訾算四。得宦、亡令廉士久失職、貪夫長利。

であり、この服虔注に、

訾万錢、算百一十七也。

とあり、又、応劭注には、

方者疾吏之貪、衣食足知榮辱、限訾十算乃得為吏。十算、十万也。

とある。この詔は官吏任用に際しての財産資格を述べたものであり、応劭注によれば、從来の十万錢以上から四万

錢以上へと資格を引き下げたものである。平中氏は主に服虔注に拠りながら、財産一万錢につき、一算＝百二十錢⁽⁴⁾を課す「訾（貨）算」の存在を積極的に主張し、応劭注については、「訾算十」が単に財産十万錢を指すに止まるならば、「訾十金」とか「產十金」と記した方が適切であり、単に財産が十万錢であることを云うのでなく、財産十万錢を有し、それに相應する十算＝千二百錢の納稅をしていることを指す、とする。しかし、平中氏のように解した場合、景帝の詔は、（財産十万錢を有して、それに相應する）十算の納稅をしている者という、表現としてまわりくどいのみでなく、財産資格が問題とされている時、それを表現するのに何故財産税の多寡で示さねばならないか、不自然な感を免れないものである。又、平中氏の解釈の前提には、算＝算賦で、一算＝百二十錢という理解があるわけであるが、服虔と応劭とでは算の理解に大きな相違があるようと思われる。すなわち服虔は算を算賦と解し、一算＝百二十錢としたわけであるが、応劭はこれに対し、「訾算十」を「訾十算」即ち財産十単位の意に言いかえており、さらに「十算、十万也」としている。つまり応劭は「訾算十」を財産を対象に課せられる算賦（訾算）とは考えていないのであり、「訾、算十」つまり「訾（財産）が十算（十万錢）」と解しているわけである。そして、この場合の算の用法は算賦の単位としての意味ではなく、評価資産一万錢を一算（単位）と表現していると考えられ、それ故に「十算、千二百也」といわず、「十算、十万也」ということになるのであるうと思われる。算が算賦やその単位を示すだけでなく、広く評価や計算の単位として多様な場で用いられていたことは例えれば居延漢簡の研究などを通じても明らかにされており、応劭注のように評価資産を示す際、一万錢を一算とする表現方法があつたとしても不思議ではないであろう。

以上、服虔と應劭の注についてみてきたのであるが、景帝の詔の説明としては應劭注の方が適切であり、服虔注は評価資産の一算が一万錢であるという認識と、算賦の一算＝百二十錢とを單に羅列した内容にすぎないものと考えられる。

このように應劭注に沿つて考えてくると「貲算」という用語も実体も、その存在が疑わしいのである。貲算の存在に対する疑問はその他にも、例えばもしそれが存在したと仮定すると、これは民衆にとって口算に劣らない重い負担となることが想定されるにもかかわらず、前後漢を通じて災害時等における減免例に口算の例はみえても、貯算の例がみえないのは不可解である。又、平中氏が算賦（貯算と口算）に関する帳簿（算簿）、若しくは申告書とみなした居延漢簡中のいわゆる礼忠簡と徐宗簡についても、永田英正氏からこれを辺境吏卒の身上調査書の一種としての財産記録とみなすべきであるとする詳細な批判がなされている。

以上、「貯算」（財産税）という税目の恒常的な存在ということに対する疑問を述べてきた。なお平中氏の提示する史料的根拠はこれにとどまらず、例えば後述するように、『統漢書』百官志に「知民貧富、為賦多少、平其差品」とあり、又、『後漢書』卷三十九、劉平伝にも「人或增貯就賦」などあることが有力な根拠としてあげられている。しかし、まずこれらはいずれも後漢代についての記事である点に注意したい。それでは後漢代におけるかかる記事の内容をいかに解釈すべきであろうか。私はここで、この点をより明確にするため、まず、いつたん時代をさかのぼって人頭税制が、いつ、いかなる条件の下で創始され、又、どのような変遷をとげたかを考察してみたい。そしてこうした考察の中から後漢代の歴史的位置も確定されるであろう。まず人頭税制が創始されたと考えられる秦に

おける賦制の展開からみてゆこう。

一 秦の賦制

——商鞅変法と賦制をめぐる従来の諸説——

「ここではまず、漢代の算賦の源流をなすと考えられる商鞅変法前後における賦制の展開について考察しておきた
い。まず、関係史料を列記しておこう。

(1) 孝公三年（第一次変法）

民有二男以上不分異者、倍其賦。有軍功者、各以率受上爵。為私闥者、各以輕重被刑。大小僇力、本業耕織、
致粟帛多者復其身。事末利及怠而貧者、挙以為收孥。（『史記』卷六十八、商君列伝）

(2) 孝公十二年（第二次変法）

兩令民父子兄弟同室內息者為禁。而集小都鄉邑聚為县、置令丞。凡三十一县。為田開阡陌封疆。而賦稅平、平
斗桶權衡丈尺。（同右）

(3) 孝公十四年

初為賦。（『史記』卷五、秦本紀・同、卷十五、六國年表）

(4) 可（何）謂“匿戶”及“敖童弗傅”？。匿戶弗徭・使、弗令出戶賦之謂歟（也）。（睡虎地秦墓竹簡、法律答
問）

このうち、第一次変法の分異令に見える賦、及び孝公十四年の賦について、これまで繫年や賦課単位の問題をめぐって論争が行われてきた。まず從来の研究を整理しておくと、加藤繁氏は(1)孝公十四年に創設された賦は人頭税であり、漢の算賦の起源となるものであつた。(2)第一次変法の分異令に見える賦も人頭税と考えられるが、十四年の賦創設以前に賦の記載があるのはおかしく、分異令は十四年以後に定められたものであろう。(3)孝公十四年以前における秦の軍賦制度は詳らかでないが、それが存在したとすれば、恐らく土地を目標として其の所有者に割当てられる種類のものであつたろう、等の点を指摘されている。

又、守屋美都雄氏は(1)分異の法に見える賦と、孝公十四年の賦とは内容的に同じものと考えられ、孝公十四年に「初為賦」とあるのは編年に疑問がある。これは本来、孝公四年に書かるべきものが、誤まって十四年に配されたか、それとも孝公五年が魏の惠王十四年であることから、誤まって秦の孝公十四年に配せられたと推測され、「初為賦」は孝公四、五年に編年するのが正しい。(2)孝公以前の秦における軍事負担は土地を対象として課されていたと想定されるが、商鞅の創設した賦制は個々の家(戸)を課税対象としたものであると考えられる。こうした家(戸)を単位とする賦額は画一均等ではなく、田宅・臣妾・衣服等の所有量の多寡に応じた負担が課されたと推定される、とされた。

次に西嶋定生氏は(1)第一次変法の分異の法における賦は孝公十四年の賦同様、人頭税と考えられる。(2)孝公十四年の「初為賦」は繫年ではなく、新設の三十一県において初めて賦が徵収されることになったことを示すものであり、秦においてはじめて賦の制度が開始されたことを示す記事ではない、とされている。

加藤・守屋氏が繫年の問題を取り上げたのは、第一次変法にみえる賦と孝公十四年の賦を同内容のものと考えたからであるが、これには後述のように疑問がある。又、西嶋氏のように解すれば秦において人頭税制が何時から始まつたものかは不明になる。

これに対し最近、佐竹靖彦氏⁽¹⁰⁾は(1)第一次変法にみえる賦は、商鞅変法以前における秦の収奪体系としての賦であつて、それは室（単家族からなる「戸」）をいくつか包摂した単位で「父母・妻子・同産」からなるものを徵税単位とする。室賦ともいうべきものであった。(2)雲夢秦簡により秦の賦は戸賦とよばれていたことが明らかになつたが、戸賦とは戸内の敖童（賦課対象である成人男子）に課せられる賦の総計に過ぎず、戸賦の内容は実質上、口賦（人頭税）に他ならない。(3)かかる人頭税としての戸賦の成立は孝公十四年と考えられる、等の点を指摘された。

佐竹説では第一次変法の分異令にみえる賦と孝公十四年の賦とが、明確に性格の異なるものと捉えられて いる点が重要であり、私も左袒したい。しかし、孝公十四年以前の賦を「室賦」と表現するのが適當かどうか、又、人頭税としての戸賦成立の理由を一戸一壮丁の戸の創出と、それを賦課単位とする変法の結果とみる点に関しては、壮丁と共に戸を構成すると想定される妻などの女子に対する賦不課説が立論の前提になつて いると考えられ、その点で問題が残ると思われる。

三 秦における均賦制の成立

佐竹氏も指摘するように雲夢秦簡に見える戸賦が人頭税を意味することは、ほぼ確かであろうと思われる。それ

は戦国と統一期にかけての秦の賦制に関する史料を検討すると、例えば孝公の次の惠王（惠文王）の時のこととして、

及秦惠王并巴中、以巴氏為蛮夷君長、（中略）其君長歲出賦二千一十六錢、三歲一出義賦千八百錢。其民戶出緝布八丈一尺・雞羽三十鍔。（『後漢書』卷八十六、南蛮伝）

とあり、昭襄王の時には、

時有巴郡閬中夷人、（中略）射殺白虎。昭王嘉之、而以其夷人、不欲加封、乃刻石盟要、復夷人頃田不租、十妻不筭。（李寶注、一戸免其一頃田之稅、雖有十妻、不輸口筭之錢。）（同右）

とある。又、秦統一期に言及したものとしては、

至秦則不然、用商鞅之法、改帝王之制、（中略）田租口賦・鹽鐵之利、二十倍於古。（『漢書』卷二十四上、食貨志上）

秦之時、（中略）入芻粟、頭会箕賦、輸於少府。（高誘注、頭会、隨民口數、責其稅。箕賦、以箕然、斂民財多取意也。）

（『淮南子』、氾論訓）

秦為亂政虐刑、以殘賊天下、數十年矣。（中略）頭會箕斂、以供軍費。（『史記』卷八十九、張耳陳余列伝）

今秦之發卒也、有万死之害、而无銖兩之報、死事之後、不得一算之復。（『漢書』卷四十九、晁錯伝）

とあるように、算という単位で数えられる賦錢の徵収がおこなわれ、それが「口賦」「頭会箕賦」「頭會箕斂」などとよばれていることから、人頭税であることが推定されるからである。しかも、孝公十四年の「初為賦」以降、

秦の統一に至るまで賦制の重要な改革が行われた形跡はなく、人頭税の創始を孝公十四年と考えてよいと思う。

それでは次にかかる人頭税はいかなる条件の下で生み出されたかを考察しておきたい。
先ほどあげた孝公十二年の第一次変法において、

而集小都鄉邑聚為縣、置令丞。凡三十一縣。為田開阡陌封疆、而賦稅平。

とあるが、この文章は西嶋氏⁽¹²⁾が指摘されたように全文が連文となっており、変法を施行した過程の説明であると考えられる。これによると、県制の施行と共に、「開阡陌」がおこなわれた。「開阡陌」をめぐる諸解釈の詳細について、今はふれ得ないが、國家が未墾地開発及び既墾地の再区画を強力に推進し、新たな地割を施して授田していくものと推定される。ここで、後述するように第一次変法段階では「大小僇力、本業耕穢、致粟帛多者復其身」とあるように、土地開発にあたって民間有力者の力が期待され、奨励せてもいるのであるが、第一次変法の「開阡陌」においては開発の主導権は国家の手に移っており、そこに一段と強化された国家権力の姿をみることができよう。そして、かかる阡陌制の実施の結果、賦と税が共に均等化したというのである。ここで税（田租）のみでなく賦負担も均等化したとあるによれば、ここに初めて賦の均等課税制（本稿ではこれを、かりに均賦制とよんでおこう）が出現したことを示すものと理解できるのであり、これが秦漢の人頭税の起源であろう。そしてこの均賦制の出現を可能にしたのは、阡陌制の実施と、それに伴う均等的な小農民層の創出であり、その意味で、阡陌制と均賦制は密接な関連をもつて生まれてきたと考えられる。このようにみてくると、第二次変法にみえる阡陌制の実施と共に

に、それに対応して新たな均賦制が規定され、この新制に基づいて実際に賦の徵収がはじめられたのが、孝公十四年の「初為賦」であろうと推定される。

それでは、均賦制成立以前の秦における賦制の実態はいかなるものであったか、それが次の問題である。これは史料的に究明が困難な問題であるが、これを探る手がかりとして、先にもあげた第一次変法にみえる、

大小僇力、本業耕織、致粟帛多者復其身

という一文を検討してみよう。この政策は商鞅が在地の有力者を中心として、開発を奨励し、農業生産と共に家内手工業生産を発展させようとしたものであると考えられる。この文については既に西嶋(13)氏が納粟授爵の例として検討されており、氏の解釈では粟帛を多量に納入して高爵を授与され（漢代の例では爵五大夫以上）、その結果として役を免除する意とされるのであるが、これを納粟授爵の例と解した場合、問題が残るようと思われる。納粟授爵であるとの明確な例としては『史記』卷六、秦始皇本紀、四年の条に、

十月庚寅、蝗虫從東方來蔽天。天下疫。百姓內粟千石、拜爵一級。

とあり、爵一級の価値は高く、秦においても漢代同様、徭役免除の特權を五大夫（第九級）以上であったと仮定すると、かかる高爵を入手し、徭役免除の特權を与えられるのは、極めて限定された階層ということになり、これが、商鞅の意図する開發獎勵策として、どの程度、現実的効果をもち得ることが期待されたか、疑問が残るのである。

私はこの「致粟帛多者」の粟と帛とは、田租と賦を指しているのではないかと思う。それは戦国期の農民の賦税

負担について、例えば孟子は、

有布縷之征、粟米之征、力役之征。君子用其一、緩其二。(『孟子』尽心章句下)

と述べ、荀子も「田野之税」「刀布之斂」「力役」(『荀子』富國篇・王霸篇)をあげており、この「刀布之斂」は孟子の「布縷之征」が錢納化されたものと思われる。そしてそれぞれ、この「粟米之征」「田野之税」が田租に、「布縷之征」「刀布之斂」が人頭税に継承されいくことになると推定されるからである。⁽¹⁴⁾ このように考えると、先ほど商鞅の政策は、家族の構成員が耕織に努め、その結果、田租や賦としての布帛を多額に納税する者は、その戸主の徭役を免除することとし、かくて開発や生産増大を促進しようとしたものであったと考えられる。

以上の考察によって均賦制成立以前の賦は、布帛を納入するもので、これが錢納化するのは、均賦制成立後の惠文王二年、「初行錢」(『史記』卷六、秦始皇本紀)以降のことと思われる。又、賦課単位は、献公十年「為戸籍相伍」(『史記』卷六、秦始皇本紀)とある戸籍によつて把握された戸を単位として賦課されたのではないかと思われる。それは均賦制が成立する以前は、これとは異なる不均等課税制がおこなわれ、先の考察のように戸によつて階層的に賦の負担額が異なつていたのではないかと推定されるからである。

四 前漢における賦徵収

漢は秦以来の均賦制を継承したと思われるが、正式の徵収がはじめられたのは、高祖四年八月の

初為算賦。(『漢書』卷一上、高帝紀)

秦漢における賦制の展開 重近

からであろう。この内容については、如淳注に

漢儀注、民年十五以上至五十六出賦錢、人百二十為一算、為治庫兵車馬
とあり、衛宏の『漢旧儀』(孫星衍校本)にも

民男女年十五以上至五十六、出賦錢、人百二十為一算、以給車馬

とある。又、『漢書』卷二惠帝紀の「女子年十五以上至三十不嫁、五算」の応劭注に、

漢律人出一算、算百二十錢、唯賣人与奴婢倍算

とある。この制、とりわけ一算リ百二十錢の規定が高祖四年以来の定制であるか、或は後の時点での改正にかかるものであるかは説の分れる所であるが、ここでは近年出土した景帝初年のものと認められる江陵鳳凰山十号漢墓出土の簡牘を検討してみよう。まず算錢徵収に関する五号牘の二月、三月の条を抄録すると、⁽¹⁵⁾

市陽一月、百一十二筭、ミ卅五錢、三千九百廿。正偃付西鄉偃佐纏吏奉。口 受正忠一百卅八。

市場二月、百一十二筭、ミ十錢、千一百廿。正偃付西鄉佐賜。口錢。口

市場二月、百一十二筭、ミ八錢、八百九十六。正偃付西鄉偃佐纏伝徒。口

市陽三月、百九筭、ミ九錢、九百八十一。正偃付西鄉偃佐賜。

市陽三月、百九筭、ミ廿六錢、一千八百卅四。正偃付西鄉偃佐賜。

市陽三月、百九筭、ミ八錢、八百七十二。正偃付西鄉偃佐賜。

(中略)

鄭里二月、七十二筭、々卅五錢、一千五百廿。正偃付西鄉偃佐纏吏奉。口

鄭里二月、七十二筭、々八錢、五百七十六。正偃付西鄉_(偃)佐纏伝徒。口

鄭里二月、七十二筭、々十錢、七百廿。正偃付西鄉佐賜。口錢。口

この鄭里については別に鄭里廩簿とよばれる竹簡があり、それに

鄭里廩簿 凡六十一石七斗

戸人聖 能田一人口一人 田八畝 十移越人戸 貸八斗 二年四月乙口

戸人特 能田一人口三人 田十畝 十口 貸一石

以下、表題簡を含めて二十六枚の竹簡がある。裘錫圭氏はこの廩簿にみえる鄭里の戸数と能田の人数を集計する
と、戸数二十五戸、能田六十九人となり、この能田数が五号牘にみえる鄭里の算の總計七十二と極めて近いことから、能田¹⁶算賦負担者と推定し、又、永田英正氏も能田とは一般に農耕労働能力のある成人の意で、具体的には算賦が成人と認めている十五歳以上の男女を指すと推定している。鄭里廩簿は官が種子用穀物を農民の土地一畝につき、一斗の割で貸与したものと思われるが、ここにみえる農民の土地占有額は、戸主・勝の戸の五十四畝を最高とし、最低の聖の戸八畝に至るまで階層差を伴つており、平均すると二十五畝程度である。ここで再び五号牘をみると、正（里正）偃によって管轄される市陽里、鄭里において、算錢は貧富の階層差にかかわりなく、一律均等に賦課されており、均賦制の実態を明確にあらわしているといえよう。なお、市陽里、鄭里における一月の算錢徵収と使途について表に示すと次のようになる。

	使途	奉錢徒	奉錢徒	使途
	吏口伝	吏口傳	吏口傳	吏口傳
市陽里	112算	35銭	3,920銭	
	112算	10銭	1,120銭	
	112算	8銭	896銭	
鄭里	72算	35銭	2,520銭	
	72算	10銭	720銭	
	72算	8銭	576銭	

この五号牘にみられる算錢徵収で注目されるのは、まず、その額の大きさであり、仮りに一人につき一ヵ月四十ヶ五十銭が徵収されたとすると、年間では四百八ヶ六十銭の負担となり、ここに記された算錢全体を算賦と解すると、先述の一算ニ百二十一十銭の規定を大きく上回るものとなる。⁽¹⁹⁾又、ここにみえる口銭とは從来一般に『漢書』卷七昭帝紀、元鳳四年の條の「母収四年五年口賦」の如淳注引、『漢儀注』に

民年七歲至十四、出口賦錢、人一十三。二十錢以食天子。其三錢者、武帝加口
錢、以補車騎馬。

とある未成人者の人頭税とみなされてきたが、この場合、そのように解することは口銭の負担者が同時に吏奉、伝徒の費用を負担していることからも妥当でない。永田氏は口銭の一ヵ月十銭、或は九銭という額が年間にしておよそ百二十銭となること、及びその納税者が成人であると考えられることから、この口銭が成人の人頭税としての算賦ではないかと推定し、さらに吏奉は地方の小吏の俸給にあてられ、運費は賦税などの輸送費にあてられるなど、主として地方で使用決済されたのに対し、口銭は上供されて庫兵車騎馬の費用にあてられたものであろう、とする重要な指摘をされており、今後検討を深めるべき課題であろうと思う。

なおここで、算賦(口算)負担者の問題についてふれておきたい。この問題について楠山修作氏は算賦女子不課説を提唱している。しかし、鳳凰山十号漢墓出土の、葵錫圭氏がB類竹筒と分類した一枚の竹筒に、例えば

鄧得一 任甲二 宋財二 野人四・凡十算徒一男一女・男野人女恵

寄三 □一 □一 張母三 夏幸一徒一男一女・男母邓 女□□

□□一 姚卑三 □□三 寅三・凡十算徒一男一女・男孝 女猿

などあり、ここでは戸口が十算ごとにまとめられている。ここで十算の対象となつてゐるのは、算錢負担者である十五歳以上の成人と考えてよし、この中には女子もふくまれてゐるのである。又、先述のように鄭里廩簿にみえる能田と算錢負担者は一致するとみられるが、能田が戸内において占める比率からみて、それは成人男女を指すと解したほうがよいであろう。さらに後の西晋においても、丁女（十六～六十歳）は課口とされ、課田に對応した田租と共に、戸主である場合には戸調負担の義務を負つたのであるから、秦漢において女子に算賦が課せられたとしてもおかしくない。このように考えると、算賦女子不課説はやはり疑問とせざるを得ないのである。

楠山氏がこうした説を唱えるのは、算賦が本来、兵役負担免除の代償（兵役の免役錢）に由来するものと解する前提があり、従つて兵役に従事しない女子に算賦負担が課されるはずがないと考えるからである。⁽²²⁾ しかし私は算賦を兵役の免役錢に由來するものとする前提自体、再検討を要するのではないかと思う。氏の説は宮崎市定氏の説を継承したものであらうが、宮崎氏は賦が女子にも課せられたとする立場から、その理由として、女子も危急の際には戦に従事し、夫の武器製造に参加したこと、賦斂は『荀子』の「刀布之斂」に当るが、『孟子』には「布縷之征」とあり、布縷之征という以上、女子にも課したであらうし、之に相当する刀布之斂も女子に及んだであらうことを挙げている。このうち女子の従軍が異例の事で普遍的でなかつたことは楠山氏の指摘のとおりであらうが、宮

崎氏のあげる後者の理由は正当な指摘と考えられる。前述したように秦においても賦は元来、布帛で納入されたと推定されるのであり、こうした背景の下で、女子にも算賦が課せられる理由が理解できると思われる。

五 臨時財産税（不均等課税原理）の出現

鳳凰山十号漢墓の簡牘にみられたような均賦制の原則と並んで、新たに階層原理に基づく不均等課税があらわれたのは、民間の階層分化の拡大した武帝期であった。そしてそれは財産額の多寡に応じて賦課される臨時課税としてあらわれたのである。武帝の元狩四年に制定された算緒の規定では、

諸賈人未作、貰貸買居邑稽諸物、及商以取利者、雖無市籍、各以其物自占、率緒錢一千兩一算、
諸作有租及鋤、率緒錢四千一算。(『史記』卷三十、平準書)

とあり、平中等⁽²⁵⁾氏はこの「緒錢」を資産評価額もしくは評価資産の意とし、算緒錢は商工業者の営業資産に対する課税であると解しており、吉田虎雄⁽²⁶⁾氏は、算緒錢は当初は商工業者に課される収益税であったが、後には商工業者ののみならず、一般人民の財産に対して課せられる事実上の財産税へと転化したと解している。しかし、平準書の「楊可告緒徧天下」の集解に、

瓚曰、商賈居積、及技巧之家、非桑農所生出、謂之緒、茂陵中書、有緒田奴婢是也。

とあり、これによれば、商賈の蓄積した貨物及び物品製造業者の製品が緒とよばれているのであり、平中説のように算緒錢は営業資産に対する財産税と解するのが妥当であろう。なお吉田氏のように算緒錢を当初は収益税（営業

所得税)と解した場合、市租との相違が甚だ不分明なものとなるのである。事実、吉田氏は市租の徵収は縉銭令の施行と共に一時、廃止したのではないかと想定しているが、これは根拠に乏しいのである。

算縉銭は戦時において、市籍の有無にかかわらず商工業行為をなす富裕者を主な対象として課された臨時財産税という性格をもつものであったといえよう。そして財産高に応じた臨時賦課は、武帝期には商工業者のみでなく、より広範囲にわたっておこなわれていて、例えば、

然兵所過県、為以訾給毋乏而已。不敢言擅賦法矣。(『史記』卷三十、平準書)

とあるのは辺境支配の為、兵が通過する県では民衆から財産に応じた賦課がなされたことを意味し、又、往者軍陣數起、用度不足。以訾徵賦、常取給見民、田家又被其勞。故不齊出於南畝也。大抵逋流皆在大家。吏正畏憚不敢篤責、刻急細民。細民不堪、流亡遠去。中家為之色出、後亡者為先亡者服事。(『鹽鐵論』卷三、未通篇)

は同じく財産を対象とした臨時賦課による農村社会の混乱と各階層による対応の相違を描いている。

しかし一方で、武帝期に算賦(口算)額自体が引き上げられたものではないことは、

民不益賦而天下用饑。(『漢書』卷二十四下、食貨志下)

及孝武時、國用饑給、而民不益賦。(同上)

敵(張敞)曰、(中略)昔先帝征四夷、兵行三十余年、百姓猶不加賦、而軍用給。(『漢書』卷七十八、蕭望之伝)

などあるによつて窺われる。つまり、武帝期は算賦などのように財産額にかかわらず一律均等に賦課される均賦制

の原則と並んで、臨時財産税という形で、不均等課税が重要な意味をもちはじめたのである。そしてその背景には郷里社会における階層差の拡大と、それに伴う貧農、没落民の増大があり、一律均等の算賦額を引き上げることが困難な事情があったと考えられ、その意味で不均等課税は階層分化の拡大に税制面で対応するものであったといえよう。

こうした臨時財産税は王莽期にもおこなわれており、例えば、天鳳三年の条に、

平蛮將軍馮茂擊句町、士卒疾疫、死者什六七、賦斂民財什取五。益州虛耗而不克、徵還不獄死。（『漢書』卷九十九中、王莽伝中）

就都大尹馮英不肯給、上言（中略）今丹、熊懼於自詭期会、調發諸郡兵穀、復譬民取其十四。空破梁州、功終不遂。（同右）

とあり、天鳳六年の条には、

而匈奴寇邊甚、莽乃大募天下丁男及死罪囚、吏民奴、名白豬突豨勇、以為銳卒。一切稅天下吏民、譬三十取一、縫帛皆輸長安。（『漢書』卷九十九下、王莽伝下）

翼平連率田況奏郡縣譬民不實、莽復三十稅一。（同右）

などある。私はこうした武帝期以降における均等課税原理（均賦制）と不均等課税原理（臨時財産税）との相剋の延長上に後漢代の賦制を位置づけてみたいたと思うのである。

六 後漢における賦徵収と郷里制

後漢代における賦徵収に関してまず、いくつか史料をあげると、

(1) 郷置有秩、三老、游徼。本注曰、有秩、郡所署、秩百石、掌一郷人、其郷小者、県置嗇夫一人。皆主知民善惡、為役先後、知民貧富、為賦多少、平其差品。(中略) 又有郷佐、屬郷、主民取賦稅。(『統漢書』百官志)

「県置嗇夫一人」の劉昭注に、

風俗通曰、「嗇者、省也。夫、賦也。言消息百姓、均其役賦。」

(2) (劉平) 拝全椒長。政有恩惠、百姓懷感、人或增貲就賦、或減年從役。(『後漢書』卷三十九、劉平伝)

(3) (第五) 倫、後為郷嗇夫、平徭賦、理怨結、得人歎心。(『後漢書』卷四十一、第五倫伝)

この中、(1)、(2)の史料については平中氏⁽²⁷⁾が恒常的な財産税制の存在を示す根拠としているが、その存在が疑わしいものである以上、別の角度からの再検討が必要であろう。その意味で、好並氏⁽²⁸⁾がこれらの史料の検討の上に、算賦や口銭の規定額をオーバーする臨時賦課がなされる場合、その徵収は一律均等でなく、戸の貢産が基準とされたと解し、このような、財産を基礎に税をとる方法は規定の役、人頭税、田租という枠内では国の財政がまかなえぬことになつたことを意味し、人頭税的収奪体制が戸稅收奪体制に移行していることを示すものもある、という指摘をされているのは重要である。しかし、ここで例えば『統漢書』百官志の「知民貧富、為賦多少、平其差品」という賦徵収についての規定を好並説のように、賦の本来の規定額を超える臨時賦課の場合のみのことと限定して解

釈するのが適當であるかどうか、疑問が残るのである。

ここでは、「その差品（等級）を平らかにする」とは、いかなる意味であろうか。この問題を考えるにあたっては、前漢以来の社会の階層区分のあり方がまず取り上げられねばならない。

近年、この問題を考察した渡辺信一郎氏⁽²⁸⁾は次のように結論されている。漢代社会の階層区分は漢初以来、概ね大家・中家・貧家の三階層に区分されており、貧家とは一家四～六人、耕地十～数十畝、家産数金の階層、中家とは一家五～六人、耕地一～數頃、家産十金前後、大家とは耕地數頃～数百頃と數名～数十名の家内、労働奴隸を所有する富豪層と推定される、と。

中家の產が十金を標準とすることは、文帝の時、

嘗欲作露台、召匠計之、直百金。上曰、百金中民十家之產、吾奉先帝宮室、常恐差之、何以台為。
（『史記』卷十、孝文本紀）

とあるによつて窺われるが、大家・貧家（小家）については財産基準が明確でなく、渡辺氏の指摘するように、中家を基準として大家・貧家が大まかに区分されたものと考えられる。

前漢において財産調査がおこなわれ、中家の基準が設定された意義は、例えば陵邑への徙民に際して

（元朔二年）徙郡国豪傑及訾三百万以上于茂陵。（『漢書』卷六、武帝紀）

本始元年春正月、募郡国吏民訾百万以上徙平陵。（『漢書』卷八、宣帝紀）

元康元年春、以杜東原上為初陵、更名杜縣為杜陵。徙丞相、將軍、列侯、吏二千石、訾百万者杜陵。（『漢書』

卷八、宣帝紀)

などあり、この陵邑への徙民は元帝の時、中止されたが次の成帝の時、陳湯が上言して、初陵、京師之地、最為肥美、可立一縣。天下民不徙諸陵三十餘歲矣。閩東富人益衆、多規良田、役使貧民、可徙初陵、以彊京師、衰弱諸侯、又使中家以下得均貧富。」（『漢書』卷七十、陳湯伝）とあり、おおむね訾百万以上の富裕者が徙遷対象とされる一方、中家以下の階層における階層分化の抑止及び貧富の均等化が意図されている。又、貧民救済の面でも、

（初元元年）貲不滿千錢者賦貸種、食。（『漢書』卷九、元帝紀）

（鴻嘉四年）被災害什四以上、民貲不滿三萬、勿出租賦。（『漢書』卷十、成帝紀）

（綏和二年）其令水所傷縣邑及他郡國災害什四以上、民貲不滿十万、皆無出今年租賦。（『漢書』卷十一、哀帝紀）

（元始二年）天下民貲不滿二万、及被災之郡不滿十万、勿租稅。（『漢書』卷十二、平帝紀）

などとあり、貲十万を基準として、それ以下の階層が救済対象となっている。

又、『漢書』卷二十九、溝洫志に、

（武帝）曰、農、天下之本也。泉流灌浸、所以育五穀也。左右内史地、名山川原甚衆、細民未知其利、故為通溝瀆、畜陂澤、所以備旱也。（中略）令吏民勉農、尽地利、平繇行水、勿使失時。

とあり、師古注に「平繇者、均齊渠堰之力役、謂俱得水利也。」とある。力役徵發にあたっては、前引の『統漢書』百官志、有秩・嗇夫の条に「皆主知民善惡、為役先後、知民貧富為賦多少、平其差品」とあり、後漢代においては

徵發の順序が貧富差に応じて決められており、それによつて負担の均等化がはかられていたと推定されるのであるが、前漢においても同様のことを考えてよいかもしない。

このようにみてくると、前漢において国家は民の財産額の把握や中家層の設定を通じて、大家層の統制、ないし権力機構内への編成と、中家層以下の階層分化の抑止、さらには貧民、没落民に対する救済や貧富差を調節し負担の均等化をはかるなど、多様な施策を行なつたことが窺われるのであるが、これらはいずれも均賦制存立の前提となる一般小農民層の比較的均等なあり方を維持、再建するための努力であつたといえよう。

前漢におけるこのような資産に基づいて社会階層を三区分する方策は後漢にも繼承されたと考えられる。これを例えれば『後漢書』卷二十八上、桓譚伝に、

今富商大賈、多放錢貸、中家子弟、為之保役、趣走与臣僕等勤。

とあり、『通典』卷一、食貨典所引の崔寔『政論』に、

上。累鉅億之質、戸地侔封君之土（中略）生死之奉、多擬人主。故下戸踦踵、無所時足、乃父子低首、奴事富人、躬帥妻孥、為之服役。

とあるによって、上・中・下戸の三階層区分と推定しておこう。

このように考えて前引の『續漢書』百官志の記事をみると、「平其差品」とある差品とは、この戸毎の三等級を意味しているのではないかと思われる。つまり、前漢においては、中家以外、財産基準の明確な規定を欠く抽象的表現であつた階層区分が、後漢においてはより現実的な意味をもつようになったのではないかと推定されるのであ

る。

このように理解した時、はじめにあげた百官志をはじめとする史料はどのように解釈されるべきであろうか。後漢は国家の税制上、建前としては人頭課税の均賦制をひきついだのであるが、実際の徵収においては郷が大きな権限を持ち、郷段階では負担戸口数に基づいて算出された賦（人頭税）の総額を、戸の貢産の多寡に応じて戸毎に差をつけて配分し、郷全体として平均して総額にあわせた、ということを意味しているのではなかろうか。そして、そうした権限を持ち作業にあたる責任者が、郷の有秩（齋夫）・齋夫や郷佐であったのである。戸を課税単位とする戸調制が定制化されたのは後漢末の曹操の時であり、『魏志』卷一、武帝紀、建安九年九月の条の裴注所引『魏書』に、
其收田租畝四升、戸出綱一匹、綿二斤而已。

とある。又、戸調の徵収にあたっては、『魏志』卷九、曹洪伝、裴注所引『魏略』に、

初、太祖為司空時、以己率下、每歲發調、使本縣平貨。于時譙令平洪貨財與公家等。

とあり、資産をはかつて決定されたことが窺われ(3)、西晉においても『初學記』所引、晋故事に、

其余租及旧調(衍)綱一戸三疋、綿三斤、(尽)書為公賦、九品相通、皆輸入於官、自如旧制。

とあり、戸を九等級に区分し、定額で規定された戸調が実際には九品の間で差をつけて徵収されたことが指摘され(3)ている。

私の先述の考えに誤りなければ、このような魏晉以降にみられる戸当課税や戸等の設定の原型は、実質的に後漢において成立していると言えよう。すなわち、前漢においては均賦制の維持と階層分化抑止の努力が払われたので

あるが、後漢に至ると階層差を前提とした実質上の不均等課税体制＝戸等的支配が郷段階において成立していると考えられるのである。

以上において賦徵収にあたつて郷という場が重要な意味をもつたことをみたのであるが、最後に賦徵収と郷里制の関連について一言しておこう。郷の賦徵収における中軸的意味は、郷に一郷内の名籍（郷戸籍）が保持されていたことによつても窺われるのであるが、こうした郷吏の下で里の徵稅に責任を負うのは里正である。漢代の里制は百戸を一応の基準としたが、それは必ずしも厳密なものではなく、自然村としての里を基礎とし、小規模の自然村の場合、それをいくつか合わせて里正を置き、行政村を編成したと考えられる。そしてこの行政村の責任者が里正であり、自然村の統率者が里父老であったと思われるのであるが、従来の研究で明らかになつてゐるように行政村の中において実際に賦錢をとりまとめているのは里父老であつた。⁽³³⁾ 漢代の特徴として、郷里機構の背後にあつて里父老及びその代表者と思われる郷三老が大きな役割を果たしたことことが考えられるのであるが、賦徵収においても父老—子弟という擬制的血縁共同体秩序の、民衆に対する規制力を媒介とし、それに依存する面がおおかつたと推定されるのである。

こうした漢代の郷里制や擬制的血縁共同体秩序が崩壊してゆくのは後漢末以降であるが、その背景には階層分化の一層の拡大と、里内における戸の一定程度の自立化の進展があつたと思われる。こうした動向の中で国家は旧來の郷里制や集団秩序を媒介とした支配ではなく、県機構を通じて直接、個々の戸を把握する必要がおこり、そうし

た中で晋以降みられるような戸数編成に基く新たな郷里制の再建もはかられてくるのであらう。そして後漢代に郷段階において事実上成立していた戸単位の支配形態や戸等制も、こうした国家による民衆の直接把握の強化の必要という趨勢の中で明確な国制としてその姿をあらわすことになると考えられる。

むすび

本稿で述べた主要な論点は、

- (1) 平中氏の説くような貲算（財産税）が前・後漢を通じての恒常的な税目として存在したとは考え難い。
- (2) 漢代の算賦の源流となる一律均等の人頭税制（均賦制）が創始されたのは商鞅の第二次変法の結果と考えられる。そこにおいては阡陌制の実施に伴い、比較的均等規模の小農民層が広汎に創出され、そうした背景の下に均賦制が成立したのであり、阡陌制と均賦制は密接な関連をもって生まれてきた。
- (3) 漢代における算賦の賦課対象は従来の通説のよう男女に及ぶものであったが、この算賦（均等課税原理）と並び、武帝期以降は階層分化の進展を背景とし、又それに対応する形で臨時財産税（不均等課税原理）が出現してきた。
- (4) 後漢においては中央から県段階においては均賦制の原則が基本的に繼承され、かかる原則に基づいて賦の総額が決定されたと思われるが、実際の徵収にあたる郷段階では民戸の貢産額（階層差）に応じて戸等に分かち、賦の総額を戸毎に差をつけて徵収し、郷全体として平均して総額にあわせたと考えられる。しかし、こうした賦徵

収にあたる漢代の郷里制や、その背後にあってこれを支えた父老、三老的民間秩序が後漢末以降、崩壊すると、國家は民戸の直接把握の強化にのりださざるを得ず、こうした中で後漢代に郷においておこなわれていた不均等課税＝戸等的支配が明確な国制として魏晉以降、成立することになったのではないか。

以上、限られた史料からの、推論を多く含む内容であるが、特に(4)の後半部分については一つの試論の域を出ていない。詳細な検討は今後の課題としておきたい。

註

- (1) 平中英次「居延漢簡と漢代の財産税」(『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、一九六七年刊) 参照。
- (2) 山田勝芳「漢代の算と役」(『東北大学教養部紀要』二八号、一九七八年) 参照。
- (3) 好並隆司「四川郫県犀浦出土の東漢残碑をめぐって」(『史学研究』一四号、一九七八年) 参照。
- (4) 服虔注の百二十七は百二十の誤りと考えてよいであろう。吉田虎雄「兩漢租税の研究」(大安、一九六六年刊) 四九頁、平中前掲書、註(1)参照。
- (5) たとえば、永田英正「礼忠簡と徐宗簡について」(『東洋史研究』二八卷二・三号、一九六九年) 参照。
- (6) 同右、参照。
- (7) 加藤繁「算賦に就いての小研究」(『支那經濟史考証』上、東洋文庫、一九五一年刊) 参照。
- (8) 守屋美都雄「開阡陌」の一解釈」(『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年刊) 参照。
- (9) 西嶋定生「中国古代帝国の形成と構造」(東京大学出版会、一九六一年刊) 第五章第三節、参照。
- (10) 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」(『史林』六三一卷一号、一九八〇年) 参照。
- (11) 黄今言「秦代租賦徭役制度初探」(『秦漢史論叢』第一輯、陝西人民出版社、一九八一年) 参照。
- (12) 西嶋前掲書、註(9)参照。
- (13) 同右、第一章第三節、参照。
- (14) 李劍農『先秦兩漢經濟史稿』(中華書局、一九六二年刊) 並びに黄今言前掲論文、註(11)にこうした点についての指摘がなされている。

(15) 錄文については池田温『中国古代籍帳研究』(東京大

学出版会、一九七九年刊) 錄文・諸種文書、参照。

(16) 裴錫圭「湖北江陵鳳凰山十号漢墓出土簡牘考証」(『文

物』一九七四年七期) 参照。

(17) 永田英正「江陵鳳凰山十号漢墓出土の簡牘」(『鷹陵史

学』三・四号、仏教大学歴史研究所、一九七七年刊) 参

照。

(18) 渡辺信一郎「古代中国における小農民經營の形成」

(『歴史評論』三四四号、一九七八年) 参照。

(19) 永田前掲論文、註(17)参照。

(20) 楠山修作「算賦課徵の対象について」(『中國古代史論

集』「自費出版」、一九七六年) 参照。

(21) 堀敏一『均田制の研究』(岩波書店、一九七五年) 第

一篇第二章、参照。

(22) 楠山氏は最近の「漢代の算錢について」(『東方学』六

四輯、一九八二年)において、算賦なる税目は存在せず、

これは「算」(算錢)と「賦」(賦錢)に分けるべきであ

り、賦錢が十五~五十六歳の人民(男子)に課される錢納

の人頭税(一算=一二〇錢)で軍事費に供されるに対し、

算錢とは、二十三~五十六(五?)歳の人民(男子)のうち

兵役に就かない者を対象に課される兵役免除錢で錢納の人

頭税である。鳳凰山十号漢墓の五号牘などにみえる算錢は

こうした内容のものであったとして、修正を加えている。

(23) 宮崎市定「古代中国賦税制度」(『アジア史研究』第一、同朋舎、一九五七年刊) 九一頁、参照。

(24) 楠山前掲書、註(20)参照。

(25) 平中亮次「漢の武帝の算縫錢」(『中国古代の田制と税

法』)二四七頁、参照。

(26) 吉田前掲書、註(4)第一節、参照。

(27) 平中前掲書、註(1)参照。

(28) 好並前掲論文、註(3)参照。

(29) 渡辺前掲論文、註(18)参照。

(30) 中家に関する考察は、西田保「漢代の中家の產について」(『加藤博士還暦記念東洋史集説』富山房、一九四一年刊)、同「漢の中家の意味について」(『史学雑誌』七九編五号、一九七〇年) 参照。

(31) 堀前掲書、註(21)参照。

(32) 同上、参照。

(33) 例え、守屋美都雄「漢の父老」(『中国古代の家族と国家』)一〇〇頁、参照。